

KITグローバル人材育成プログラム
京都工芸繊維大学同窓会寄附金
国際研究集会等派遣支援事業(大学院生)
2025年度 募集要項 (案)

1. 趣旨

本制度は、京都工芸繊維大学同窓会寄附金により実施する国際研究集会派遣支援に関するものであり、外国で開催され、また国際的に権威のある学術団体等が開催する学術的な国際研究集会において、研究発表を行う学生への支援を行うことにより、若手研究者の育成と本学の教育研究の活性化に資することを目的としています。

2. 対象となる国際学術研究集会等

次の各号に掲げるすべての要件を備えたものに限ります。

- (1) 多数の国の研究者が参加すること。
- (2) 国際的に権威のある学術団体又は学術研究機関が主催するものであること。
※年次総会的な会議で実質的な研究発表や討議を行わないものは除外
- (3) 2025年4月1日から2026年3月31日の期間に開催されるものであること。

3. 申請(派遣)資格

次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とします。

- (1) 大学院工芸科学研究科の正規課程に在学する学生
- (2) 外国で開催される国際研究集会において、指導教員から研究指導を受けている博士又は修士論文の研究分野について研究発表（プレゼンテーション）を行う者
- (3) 前年度の成績評価係数※が2.30以上である者
- (4) TOEIC615点（TOEFLiBT64点、IELTS5.5点）以上である者
- (5) 派遣にあたり、学外その他団体等から奨学金等を受ける場合、他団体等からの奨学金等の支給額が本学から支給する支援金の額を超えない者
- (6) 国際研究集会の開催地が外務省「海外安全ホームページ海外安全情報（<http://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>）」上の「危険情報」において「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する国・地域ではないこと。
- (7) 国際研究集会の開催地が上記外務省「海外安全ホームページ海外安全情報<http://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>）」上の「感染症危険レベル」が「レベル3」以上に該当する地域でないこと。
- (8) その他、「学生に係る業務による海外渡航の本学取り扱い」（https://www.kit.ac.jp/2022/10/covid-19_20221011/）に定める条件を満たし、取り扱いに変更があればそれに準ずること。

※成績評価係数の算出方法

・本学におけるGPA算出方法とは異なるので注意すること。

以下の表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算（小数点第3位を四捨五入）

4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

（計算式）

$$\left(\left(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3 \right) + \left(\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2 \right) + \left(\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1 \right) + \left(\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0 \right) \right)$$

総登録単位数

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

※前年度の成績評価係数については、原則として在籍課程（学部、博士前期、博士後期）における前年度の成績から算出する。

※在籍課程における前年度の成績が選考時に存在しない場合（例えば、B1、M1、D1の場合）は、原則として選考時の前学期分の成績から算出する。前学期分の成績が出ていない場合は、前課程の最終年次（B1であれば高校の最終年次、M1であれば学部の最終年次、D1であれば修士の最終年次）の成績から算出する。

※前年度の成績評価係数については、算出元となる前年度の成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数についても、同等とみなすことができる。

4. 支援金

50,000円

※支援金の支払は渡航後になる場合があります。

5. 申請手続

派遣を希望する者は、次の書類を申請期限までに提出してください。

- (1) 申請書（様式1）〔会議開催通知等の写しを付す〕
- (2) 海外渡航調書/日程表（注1）
- (3) 研究集会における役割を証明する書類（発表論文の受理通知、プログラム、招へい状等）の写し（注2）
- (4) 前年度の学業成績が分かる成績証明書
- (5) 語学のスコアの写し
- (6) 派遣にあたり、他団体等から奨学金等を受ける場合は、その金額が分かるもの
- (7) 誓約書

注1（2）は「外国出張」の手続様式とします。

注2（3）については、日本語または英語以外の言語の場合は訳文を添付してください。

6. 選考方法

国際センターにおいて、申請要件を満たしているか確認の上、支援を決定します。

なお、同一年度内の採択回数は一人あたり1回限りとします。

7. 申請期限、結果通知、採択予定人数

区分	国際学会開催日	申請期限	結果通知	採択予定人数
第1回	2025年4月～2025年6月	2025年5月16日	2025年5月末までに通知	10名
第2回	2025年7月～2025年9月	2025年6月20日	2025年6月末までに通知	10名
第3回	2025年10月～2025年12月	2025年9月19日	2025年9月末までに通知	10名
第4回	2026年1月～2026年3月	2025年12月15日	2025年12月末までに通知	10名

※第1回のみ事後申請が可能です。

※採択人数が各区分の上限に満たない場合は、同一年度内における次回以降の採択人数に繰り越す。

8. 採択後の手続き

採択者は以下のとおり各期限までに書類を提出・手続きをしてください。

【採択決定後から渡航開始日まで】

- (1) 渡航期間全てを対象とした海外旅行傷害保険（治療費・救援費無制限のものを推奨します）に加入していることが分かる保険証書等の写し
- (2) 振込口座登録手続き（未登録の方） ※オンラインで登録できます。

【帰国後2週間以内】

- (1) 報告書（様式2）（指導教員の確認が必要です）
- (2) 発表の概要（アブストラクトの写しなど）
- (3) 出入国の事実を確認できる書類（航空券の半券の写し又はパスポートの写し）

9. その他

派遣期間は原則として国際研究集会の開催期間に開催地への往復に要する日数を加えた期間とします。

指導教員の指導のもと、研究活動のために必要であると認められる場合に限り、他の用務を付加することができます。

事前に十分な補償内容の海外旅行保険（治療費・救援費無制限）へ加入し、外務省の海外安全情報サービス（たびレジ）（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）に登録してください。

本事業は集会等参加に係る費用を一部支援するものであり、使途は限定していません。の
で、指導教員の研究費等から出張旅費を併給することは差支えありません。

【提出・問い合わせ先】
国際課国海外留学係
TEL 075-724-7132